

# 認定概要

## 1 認定申請者の要件と認定単位

### (1) FRP 内面ライニング施工事業者認定申請者の認定区分

鋼製地下タンク **FRP** 内面ライニング施工事業者認定は、原則として **FRP** の施工に関し相応の知識、技能と施工実績のある会社で適正、かつ、安全に施工できる会社を次のア、イ、ウに区分し、それぞれの区分毎にそれぞれの要件を満足する事業者を対象として認定を行います。なお、イ又はウの認定事業者は、単独でライニング施工工事を行うことはできません。

#### ア 総合事業者

既存の鋼製地下タンク **FRP** 内面ライニング施工に係る事業部門を有し、**FRP** 内面ライニング施工工事に関する既存地下タンクの健全性評価の実施（マンホールが無いタンクの場合はマンホールの設置）から、施工した **FRP** ライニングのピンホール検査まで一連の作業工程について、施工管理・安全管理・品質管理を行い、かつ、次のイに掲げる内容の **FRP** 内面ライニング 施工工事を実施できる事業者。

#### イ 施工事業者

既存の鋼製地下タンク **FRP** 内面ライニング施工を業としており、ア又はウの認定事業者との契約によりライニング施工工事を行う事業者で、当該作業に係る資格者、資機材を保有し、運用基準に規定するマニュアルを整備し、適正な施工と安全管理ができる事業者。

#### ウ 管理・監督事業者

**FRP** 内面ライニング施工については自社で行わず、上記ア又はイの認定事業者との契約により実施する事業者であるが、**FRP** 内面ライニング施工に関して知識と経験を有し危険物地下タンク等に係る施設の設置・変更工事、メンテナンス、定期点検等を実施している事業者で、既存の鋼製地下タンク **FRP** 内面ライニング施工についての安全管理・施工管理・品質管理ができ、**FRP** 内面ライニング施工工事に関する既存地下タンクの健全性の評価の実施（マンホールが無いタンクの場合はマンホールの設置）から、施工した **FRP** 内面ライニングのピンホール検査まで一連の作業工程について、施工管理・安全管理に係る組織・責任体制を有する事業者。

### (2) 認定単位

ア **FRP** 内面ライニング事業者認定の単位は、区分毎に鋼製地下タンク **FRP** 内面ライニング施工業務（以下「ライニング業務」という）を実際に行う本店、支店、営

業所又は出張所等の名称を問わず、事業者本社等の管理下にあるすべての事務所等を含めて1社として取り扱い、1認定を行います。したがって本社等の管理が及ばない営業所等は、個別に事業者認定が必要となります。

イ 管理・監督班又は施工班（チーム）の取扱い

1つの認定事業者において、管理・監督又は、施工を実施する複数の管理・監督班又は施工班（チーム）を複数も設ける場合は、管理・監督又は施工を実施する事業所又は班（チーム）に応じ、認定単位を決定します。

## 2 認定申請について

事業所認定は、申請に基づき学術経験者等からなる「鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定委員会」（以下（認定委員会）という。）により認定の可否が審査されません。

「鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定委員会」は、申請状況に応じて不定期に開かれます。

なお、申請された事業所に対しては、必要に応じて、鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定委員会開催前に当協会の担当者が会社訪問等を実施し、地下タンクFRP内面ライニングを適正に施工若しくは施工管理・監督能力等の調査を実施します。

(1) 申請者

FRP内面ライニング施工事業者認定の申請者は、前記、1(2)アの認定単位毎の事業主等が申請者になります。

(2) FRP事業者認定申請書に添付する書類

事業者認定申請書には、次の添付書類が2部（正、副）必要です。

ア 会社概要

- ・ 会社所・営業所等所在地及び地図
- ・ 会社組織図
- ・ 従業員数
- ・ 資本金
- ・ 主な事業内容

イ 地下タンクFRP内面ライニング施工実績

- ・ 自社で施工した地下タンク内面ライニング施工に関する施工記録写真、記録書類等
- ・ 認定事業者と提携施工した実績記録等

ウ FRP 内面ライニング実施規程（以下「ライニング実施規程」という。）

- ・ 申請事業者が鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工を行う上での事業者の社内体制
- ・ FRP内面ライニング施工に係わる組織・人員体制
- ・ 資格者の養成
- ・ 施工に係る社員教育体制
- ・ 施工に係る安全管理体制
- ・ 資機材の管理体制（資機材の管理、校正のについて定めたもの）
- ・ FRPライニングに係る責任賠償保険加入状況
- ・ 事業者の最高責任者の安全施工表明

エ FRP内面ライニング施工マニュアル

地下タンクFRP内面ライニングを適切に施工する為に次の事項を定めたマニュアルを作成してください。

- ・ 地下タンクFRP内面ライニング施工前の準備、内面のクリーニング、検査等について
- ・ 素地調整要領
- ・ 板厚測定要領及び記録要領
- ・ 完成前検査における気密・耐圧試験要領及び記録要領
- ・ FRP内面ライニング施工要領
- ・ 成形後のライニングの確認（施工状況、厚さ、ピンホールテスト）
- ・ 記録撮影要領
- ・ 工事中の安全対策

オ 使用材料の規格証明および石油類に適合する証明書

カ 資格者名簿および免状のコピー

キ 使用資機材一覧表

ケ 事業所の定款（参考）

コ 最近1期の営業実績がわかる財務諸表等（参考）

※注 1 認定に係る審査は本申請書および施工実績に基づき実施します。運用基準別添の内容との適合性に十分配慮して下さい。

※注 2 認定申請者の形態により 1 (1) 認定申請者の施工事業者又は管理・監督事業者の場合は自らの事業所で行わない部分は、それぞれ他の認定事業者との契約により当該認定事業者が作成した「FRP ライニング実施規程」に従うことを明記してください。

※注 3 資格者名簿は、ライニング施工者資格・危険物取扱者・地下タンク定期点検技術者講習修了等の資格者の一覧表（資格証の写しを添付）

※注 4 施工を実施する事業所が複数の場合は、事務所毎に一覧表を作成し添付して下さい。

※注 5 ライニング施工に係る資格者等及び危険物取扱者は、施工を実施する事務所毎に必ず 2 名 以上確保していることが、事業者認定する上での要件の 1 つです。  
なお、複数のチームを申請する場合は、1 チーム増す毎に各資格者を 1 名以上増して確保する必要があります。

### 3 ライニング施工を行う作業者の要件

(1) ライニング施工を行う作業者の要件は運用基準第 1・2・(4) において「職業能力開発促進法に基づく「2 級強化プラスチック成形技能士（手積み積層成形作業）」又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者がライニングの成形及び確認を行うこと」とされています。申請者は、ライニング施工者の氏名及び資格の種類等を記載した一覧表と当該資格証の写しを添付して下さい。

(2) 認定事業者の形態が 管理・監督事業者として申請する場合も鋼製地下タンク内で FRP ライニングする作業を管理・監督しますので、FRP ライニングの為の準備が良いか適切に施工しているか、作業環境は安全かなどを確認し、仕上がり状況の確認し、作業員にたいして指示できる知識・能力が必要です。

また、管理・監督事業者に該当する場合は、総合事業者又は施工事業者の認定事業者との契約により施工する旨を記載し、契約事業者名を明記してください。

- (3) 上記「これと同等以上の知識、技術について」は、申請に基づき認定委員会で審査し判断します。

#### 4 賠償責任保険の加入

- (1) FRP 内面ライニング施工の実施により、危険物施設の設置者等に損害を与えた場合、損害賠償能力のあることも事業者認定の要件の 1 つです。損害賠償責任保険加入状況がわかるように特別約款、特別条項を含んだものの写しを添付して下さい。(請負業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入していること。)

- (2) 補償額については、原則として対人賠償(1名・1事故・期間中)1億円、対物賠償(1事故・期間中)5,000万円以上が必要です。

#### 5 申請書の受付について

- (1) 申請にあたっては、事前に協会事務局に連絡し、内容の確認等を行って下さい。
- (2) 認定に要する日数は、書類審査、委員会による審議等の関係で相当の時間がかかりますので、ご了承をお願いします。
- (3) 申請内容によっては、追加資料等の提出を要求する他、認定委員会での説明を求められる場合があります。

#### 6 審査項目

- (1) FRP 内面ライニング施工事業者としての要件

ア 鋼製地下タンクFRP内面ライニングが安全、適切に施工できるか評価します。(地下タンク内面ライニングの施工実績等から評価します)

イ 定款、事業体制等から申請事業者がFRP内面ライニング施工に係る一連の作業工程について施工管理、安全管理についての権限と責任の有無を確認し、評価します。

ウ 損害賠償責任保険の加入状況を確認します。

- (2) 施工資機材の保有管理状況

作業工程毎に、必要な資機材の保有状況、及び当該資機材の維持管理状況を確認し評価します。

危険箇所で行っている資機材については、防爆性能の確保等について重点的に確認します。

- (3) 施工実施者等

ライニング施工実施者、危険物取扱者、地下タンク定期点検技術者の資格保有状況及び教育、訓練体制を確認します。

(4) 施工方法及安全管理について

ア 施工方法

主として運用基準第1に定められた基準に適合する施工方法がマニュアル化されているか否かについて確認し、評価します。

(ア) 施工タンクの健全性の確認方法

(イ) 施工タンクの下地処理の方法

(ウ) 使用樹脂、補強材についての耐食性について

(当面ビスフェノール系不飽和ポリエステル樹脂については除く)

(エ) ライニングの成形方法

(オ) ライニングの仕上がり確認方法

イ 安全管理

作業毎に予測される危険の未然防止対策について確認し、評価します。

(ア) 環境測定

(イ) 使用資機材

(ウ) 対応措置

ウ その他、事業所の形態に応じ、施工上、安全上必要な事項を評価します。

(5) その他事業形態に応じ必要な事項

7 認定証等の交付

(1) 認定証の交付

委員会で審査の結果、適正と認められた施工事業者を鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工認定事業者（以下「認定事業者」という。）として認定し、認定証を交付します。

(2) 携行略証の交付

FRP ライニング業務を実施している事業所（チーム）等の数に応じ携行略証を交付します。本携行略証は工事を実施する場合に携行し、認定事業者であることを証明するものです。